



人生100年時代の働き方と年金

【年金制度改革の方向性】

社会保障審議会年金部会から2019年12月27日に公表された「社会保障審議会年金部会における議論の整理」で示された年金制度改革の方向性の主な内容は以下のとおりです。
※実際の改正は、法律案が国会に提出され、改正法が成立することによって行われます

年金制度改正の主な内容(抜粋)

① 多様な就労を年金制度に反映する被用者保険の適用拡大

短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件を段階的に引き上げる。
※企業規模人数は、労働時間と労働日数がその企業のフルタイムの3/4以上の人数を指す
現行500人超規模 → 2022年10月に100人超規模 → 2024年10月には50人超規模

② 就労期間の延伸による年金水準の確保・充実

- 65歳以上で厚生年金保険に加入しながら年金を受ける場合、在職中に年金額を毎年改定して早期に年金額を増額させる仕組みを導入
- 現在の年金の支給開始時期の選択肢(60~70歳)を60~75歳の間に拡大し、75歳まで繰り下げた場合の増額率は+84%

【短時間労働者が社会保険に加入した場合の保険料と受けられる給付】

現在の節子さんのパート勤務(夫は厚生年金に加入)は、週20時間・月収88,000円(通勤手当や残業手当等を除く)です。自営業の収入を合わせると、扶養基準を超えるため、夫の扶養からはずれ、国民年金の第1号被保険者と国民健康保険に加入しています。

(参考) 週20時間以上・月収88,000円以上の短時間労働者の公的年金の加入状況
被用者保険に加入していない短時間労働者の半数近くは国民年金の第1号被保険者、第3号被保険者は約1/4

今後、節子さんがパートと自営業どちらも継続し、適用拡大によってパート先で社会保険の加入対象となった場合、10年間社会保険に加入するケースと比較すると(表1と図1)、毎月負担する社会保険料は、19,100円(国民年金と国民健康保険の保険料)が12,500円(健康保険と厚生年金の保険料)になり、受けられる老齢年金は、老齢基礎年金の月額65,000円に老齢厚生年金が月額4,600円加算されます。また、健康保険に加入中に傷病で働けなくなった場合は、傷病手当金を受けられるようになります(傷病手当金は、国民健康保険にはない制度です)。

【表1】月収88,000円の場合の個人の受益と負担

	厚生年金保険料	健康保険料	増える報酬比例部分の年金額(目安)	医療保険給付
20年間加入	月額8,100円	月額4,400円	月額9,000円/年額108,600円×終身	医療費給付 + 傷病手当金 出産手当金
10年間加入	月額8,100円	月額4,400円	月額4,600円/年額54,700円×終身	
1年間加入	月額8,100円	月額4,400円	月額500円/年額5,400円×終身	

【図1】月収88,000円の場合の個人の受益と負担(単身者、自営業の配偶者など)



※表1・図1の出典:第15回 社会保障審議会年金部会 資料

2006年4月にオープンした「ねんきん相談カフェ」が今月末で閉店することとなりました。最後に、人生100年時代を見据え、これからの年金制度の方向性を展望していきます。



横山 節子さんは14年前にオープンしたときから毎月きてくださり、ありがとうございます。
節子 閉店は残念ですが、この機会に今後の年金制度の方向性をお聞きしたいと思っています。
横山 次の改正の方向性は人生100年時代を見据えて、2つの大きな柱に基づいて検討されています。その柱は「多様な就労を年金制度に反映する被用者保険の拡大」と「就労期間の延伸による年金水準の確保・充実」です。
節子 パートの適用拡大はイメージが湧きますが、2つ目はどういうことですか？
横山 65歳以降も厚生年金に加入する場合は、年金額を毎年改定する仕組みの導入や、年金を受け始める年齢を75歳まで遅らせた場合は、84%増額になる見直しです。
節子 65歳以降もパートで社会保険に加入した場合は、年金額を増やす選択肢が増えますね。
横山 今はパート先で社会保険に加入してはいないのでですか？
節子 労働時間と日数がフルタイムの4分の3未満なので対象外なんです。

大きな会社だと週20時間以上で加入対象でしたよね？
横山 今は、4分の3基準を満たす加入者が501人以上の企業等で週20時間以上の要件を満たすと社会保険の加入対象ですが、これを拡大する方向です。
節子 私は自営の仕事とパートのどちらも続けたいと思っています。
横山 節子さんのような働き方でどう変わるか、改正の方向性と合わせて話をしましょう。これが最後になりますが、まだどこかで店を再開したら、ぜひいらしてくださいね。

横山 玲子 (よこやま れいこ)
社会保険労務士
横山玲子社会保険労務士事務所代表。
ホームページ <https://www.r-yokoyama-office.jp/>
Twitterアカウント @mayokor